

知っ得!
なっ得!

税金あれこれ

市県民税

生命保険料控除に「介護医療保険料控除」が加わりました



保険ニーズの多様化や社会保障を補完する観点から、市県民税では平成25年度から(所得税は平成24年分から)介護医療保険料控除が新たに設けられます。控除限度額は一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除とともにそれぞれ2万8千円になります。また、各保険料控除の合計限度額は7万円のままです(所得税の控除限度額は各4万円、合計限度額は12万円)。

これは、平成24年1月1日以後に契約した介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料などに適用され、それ以前に契約した生命保険の支払保険料についてはこれまでどおりです。

■〈 〉内は所得税での控除額

適用限度額 **7万円** <12万円>

新契約

一般生命保険料控除
(遺族保障など)
最高28,000円<4万円>

介護医療保険料控除
(介護・医療保障)
最高28,000円<4万円>

個人年金保険料控除
(老後保障)
最高28,000円<4万円>

新契約と旧契約で計算した
各控除額を足して適用を
受ける場合は28,000円
<4万円>が限度額

+

新契約と旧契約で計算した
各控除額を足して適用を
受ける場合は28,000円
<4万円>が限度額

+

旧契約

一般生命保険料控除
(遺族・介護・医療保障など)
最高35,000円<5万円>

個人年金保険料控除
(老後保障)
最高35,000円<5万円>

※平成24年の途中で契約の更新をした場合、生命保険料の証明書が「旧生命保険料分」と「新生命保険料分」に分かれて発行される場合がありますので、申告される際は両方ともお持ちください

目次	■ 市県民税	1~4
	■ 事業所税	4
	■ 軽自動車税	5
	■ 固定資産税	6~7
	■ 納税	8

この記事は、平成24年12月1日現在の
地方税法などに基づいて作成しています



平成26年度からの 主な改正点

(平成25年分の所得から)

均等割が1,000円引き上げられます

地方公共団体が実施する緊急防災・減災事業の財源確保のため、平成26年度から平成35年度までの間、臨時的な措置として市県民税の均等割が年額4,000円から1,000円(市民税500円、県民税500円)引き上げられ5,000円となります。

給与所得控除に上限が設定されます

平成25年中の給与より、収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除については、245万円の上限が設けられます。市県民税は平成26年度課税からの変更です(所得税は平成25年分から)。また、あわせて特定支出控除(実際にかかった必要経費を控除額とする制度)の対象経費の範囲が拡大されます(図書費・衣服費など)。

退職所得(平成25年1月1日以降支払分)に関する課税方法が見直されました

退職所得にかかる10%税額控除の廃止

平成25年1月1日以降に支払われる退職所得から、税率10%を乗じて算出された税額から10%を控除する措置が廃止されます。

退職所得2分の1課税の廃止(一部役員が対象)

退職所得の計算において、収入金額から退職所得控除額を控除した残額に2分の1を乗じる措置が、勤続年数が5年以内の法人役員など(公務員を含む)についてのみ廃止されます。

事業所得・不動産所得などを有する白色申告の方に対する 現行の記帳・帳簿などの保存制度について、対象者が拡大されます

白色申告をされる人のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得などの金額の合計額が300万円以下の方は、「青色申告制度」のような帳簿作成の義務はありませんでしたが、平成26年1月から、事業所得(営業・農業)、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての人が対象となります。

※所得税の申告の必要がない人も、記帳・帳簿などの保存制度の対象となります



ご案内

年金収入400万円以下の
「確定申告不要制度」を
利用された人などへ

社会保険料・医療費などの控除を忘れていませんか？

公的年金などの年間収入が400万円以下の人で、その他の所得が20万円以下の場合は、平成23年分から、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

ただし、確定申告が不要な場合でも、市県民税の申告をして年金の源泉徴収票などに記載されていない所得控除（平成23年中に支払われた医療費、社会保険料、生命保険料など）を追加すると、平成24年度の市県民税の年税額が減額になる場合があります。

今からでも、市県民税の申告書を市役所に提出することができます。「平成24年度市民税・県民税納税通知書」で、所得控除の申告忘れがないかご確認ください。

総所得金額	専業	農業	等業	短期譲渡	9%適用	5%適用	長期譲渡	一般譲渡	所得控除額	雑損・医療費	社保・小規模	生命保険	地震保険	障・寡・勤	扶養障害	配偶者・扶養	配偶者特別	基礎	合計	
	不動産	配当	配当	株式等	未公開分	の譲渡	上場分	の譲渡	上場分	山林所得金額	繰越損失合計額									
	配当	配当	配当	株式等	未公開分	の譲渡	上場分	の譲渡	上場分	山林所得金額	繰越損失合計額									
	配当	配当	配当	株式等	未公開分	の譲渡	上場分	の譲渡	上場分	山林所得金額	繰越損失合計額									
	配当	配当	配当	株式等	未公開分	の譲渡	上場分	の譲渡	上場分	山林所得金額	繰越損失合計額									
	配当	配当	配当	株式等	未公開分	の譲渡	上場分	の譲渡	上場分	山林所得金額	繰越損失合計額									
	配当	配当	配当	株式等	未公開分	の譲渡	上場分	の譲渡	上場分	山林所得金額	繰越損失合計額									
	配当	配当	配当	株式等	未公開分	の譲渡	上場分	の譲渡	上場分	山林所得金額	繰越損失合計額									
	配当	配当	配当	株式等	未公開分	の譲渡	上場分	の譲渡	上場分	山林所得金額	繰越損失合計額									
	配当	配当	配当	株式等	未公開分	の譲渡	上場分	の譲渡	上場分	山林所得金額	繰越損失合計額									

※所得控除の確認は
「所得金額・所得控除額の明細」の
ページをご覧ください

※市県民税の申告の詳しい手続きについては、市民税課までお問い合わせください

年金形式で受給していた生命保険金の 特別返還金の請求期間が終了します

平成12年から平成17年の間に相続などにより生命保険金などを年金形式で受給していた人に、納め過ぎとなっている市県民税相当額がある場合に、特別返還金として支給されます。申請期限は平成25年1月15日(火)です。期限を過ぎると手続きすることができなくなります。まずは、市民税課までお問い合わせください。

●市のホームページでもご覧いただけます(総合サービス案内→税金・ふるさと応援寄付金→市・県民税をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **市民税課 市民税係 ☎354-8132 FAX 354-8309**

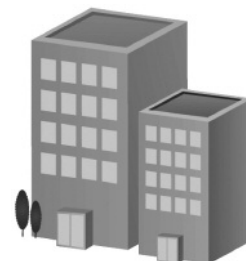
市 県 民 税

事業者の方へ

給与所得者の市県民税(個人住民税)は「特別徴収」を

給与所得者の市県民税は、法令により、事業主が給与から特別徴収(天引き)して、給与所得者に代わって市に納税していただくことになっています。

- 所得税は源泉徴収しているが、市県民税は特別徴収をしていないことはありませんか？
- 特別徴収は原則として、パート・アルバイトを含むすべての従業員からします
- 税額の計算は市で行いますので、所得税のような手間はかかりません



従業員の皆さんのメリット

- 納税の手間が省けます
- 普通徴収は原則4回払いですが、12回払いとなるので、1回当たりの負担が軽くなります

三重県の提案をうけて、三重県と県内全市町が連携して、平成26年度から、法定要件に該当する事業主の皆さんに個人住民税の特別徴収を実施していただくための準備を進めております。特別徴収を行っていない場合には、特別徴収への切り替えをお願いします。

事 業 所 税

事業所税とは

事業所税は、都市環境の整備や改善に必要な費用に充てるために設けられた目的税です。人口30万人以上で政令により指定された都市などで課税されています。

事業所税のしくみ

事業所税には事業所等の家屋の床面積を対象とする「資産割」と、従業員の給与総額を対象とする「従業者割」があります。

	資産割	従業者割
納税義務者	市内の事業所等の合計床面積が 1,000㎡を超える事業者	市内の事業所等の従業者数合計が 100人を超える事業者
課税標準	市内にある事業所等の床面積	従業者(役員も含む)への支払給与総額
税率	床面積 1㎡につき600円	従業者への支払給与総額の 0.25%

申告と納付

事業所税は申告納付制度です。決算月の翌月2週目ごろに申告書などをお送りします。

申告納付期限

法人 / 事業年度終了の日から2カ月以内
個人 / 事業を行った年の翌年の3月15日まで

11月26日からeL-TAXでの事業所税の申告が可能となります。

四日市市独自の 減免制度

5年間段階的に事業所税を減免する独自の特例措置があります。

対象者 / 資本金が1億円以下の普通法人、公益法人、協同組合、個人事業者

事業年度 終了の日	平成22年8月1日～ 23年7月31日	23年8月1日～ 24年7月31日	24年8月1日～ 25年7月31日	25年8月1日～ 26年7月31日	26年8月1日～ 27年7月31日	27年8月1日～
減免割合	5/6減免	4/6減免	3/6減免	2/6減免	1/6減免	通常納付

●市のホームページでもご覧いただけます(総合サービス案内→税金・ふるさと応援寄付金→事業所税をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **市民税課 諸税係 ☎354-8133 FAX 354-8309**

軽自動車税

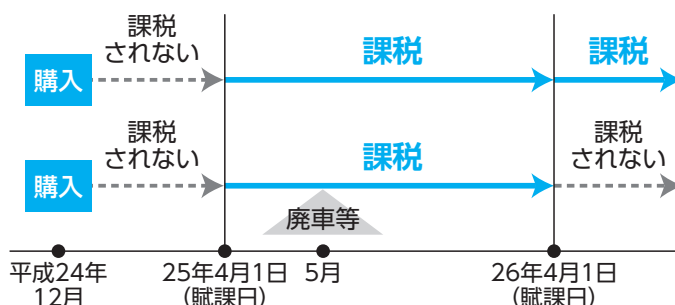


軽自動車税は 毎年4月1日現在の所有者にかかる税金です

軽自動車税は毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有する人に対して課税されます。

普通自動車と異なり月割課税制度はありませんので、例えば、平成25年5月に軽自動車などを廃車、売却した場合でも、平成25年4月1日に所有していれば平成25年度分は全額納めていただくことになります。

また、納期限は5月31日となっています。



原動機付自転車が盗難に遭った場合は？

警察へ盗難届を提出してから、市役所で廃車手続きをしてください。その際、盗難届を出した警察署名、提出年月日、受理番号、印鑑が必要です。



壊れた原動機付自転車を回収業者に処分してもらいましたが、手続きは必要？

車両を処分しても、市役所で廃車手続きをしない限り軽自動車税が課税されます。ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑をお持ちになり、廃車手続きをしてください。



軽自動車税の減免手続きは？

<身体障害者手帳などをお持ちの人>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が所有している車両の軽自動車税は、等級により減免となる場合があります。詳しくは、市民税課にお問い合わせください。

<電気のみを動力源とする軽自動車など>

環境対策の一環として、電気のみを動力源とする車両の平成27年度までの軽自動車税を減免します。該当する場合は必要書類とともに申請書を市民税課へ提出してください。

※ いずれの場合も申請期限は納期限の7日前です



道路を走らない農耕作業車やフォークリフトに税金がかかりますか？

トラクター、コンバイン、田植機などで乗用装置のあるものや、フォークリフト、ショベル・ローダなどのうち小型特殊自動車に該当するものは、道路を走行する、しないに関わらず軽自動車税が課税されます。

所有者になった時点で軽自動車税の申告をして、ナンバープレートを車体に取り付けてください。

登録、名義変更、廃車などの手続きの方法は車種によって異なります。詳しくは右記までお問い合わせください

原動機付自転車 小型特殊自動車	市役所市民税課 (2階 2番窓口)	☎354-8133
軽自動車	軽二輪 (125cc超250cc以下)	三重県軽自動車協会 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 ☎059-234-8611
	軽三輪・軽四輪 (660cc以下)	軽自動車検査協会 三重事務所 津市雲出長常町字六ノ割1190-10 ☎059-234-8431
二輪の小型自動車 (250cc超)	三重運輸支局	津市雲出長常町字六ノ割1190-9 ☎050-5540-2055

●市のホームページでもご覧いただけます(総合サービス案内→税金・ふるさと応援寄付金→軽自動車税をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **市民税課 諸税係 ☎354-8133 FAX 354-8309**

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に 土地・家屋・償却資産を 所有している人にかかる税金です



? 住んでいた家を取り壊して駐車場にしたら、次の年の土地の固定資産税額が急に高くなったのはなぜですか?

毎年1月1日現在において、土地を住宅の敷地として利用している場合は、税の特例(軽減)措置が適用されています。住宅を取り壊し、駐車場として利用を始めた場合、翌年度から税の特例措置が外れますので、土地の税額は最大4.2倍になります。ただし、取り壊した住宅・車庫・物置などの税金は翌年度から、かからなくなります。

? 市内に分譲マンションを所有しています。納税通知書の課税資産明細書を見ると、家屋の課税床面積が登記床面積と異なるのはなぜですか?

分譲マンションは、各個人のお部屋などの「専有部分」と、屋内階段やエレベーター、集会室等の「共用部分」に分かれています。

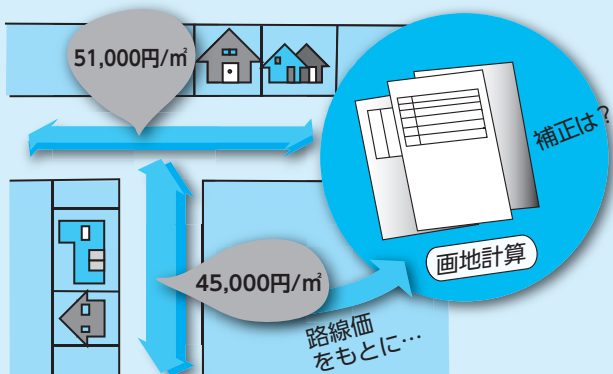
登記床面積が「専有部分」のみであるのに対し、固定資産税の課税床面積は「専有部分の持ち分に応じた共用部分」も含まれるためです。

? 宅地の評価額はどのように決めているのですか?

宅地の評価方法には、以下の2つの方法があります。

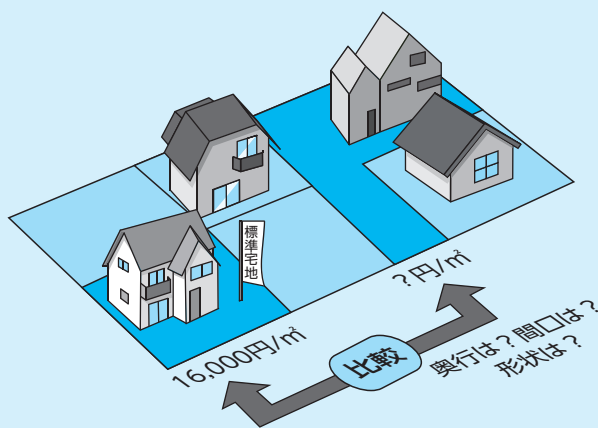
市街地宅地評価法

最初に、道路の価格(路線価)を決定します。宅地がその道路にどのようなかたちで接しているかということを用地計算法を用いて計算し、宅地の価格を割り出します。



その他の宅地評価法

奥行・間口・形状などが一番標準的な宅地と各条件を比較することで、個々の宅地の価格を決定します。



「市街地宅地評価法」は、市街化区域内の宅地などを評価する方法です。接する道路の価格(路線価)をもとに宅地ごとに計算を行うため、納税者の皆さんに分かりやすい評価になります。現在、市の中心部や楠町などにおいて適用していますが、平成27年度から他の地区においても導入を予定しており、準備を進めています。

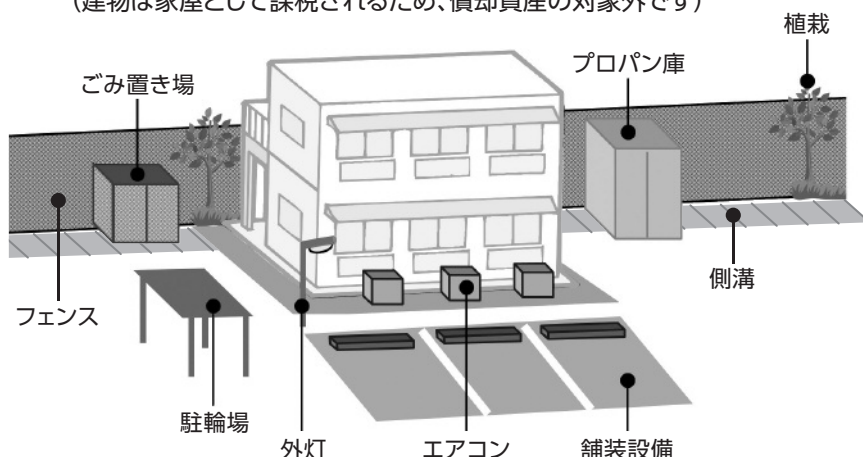
事業主やアパートの経営をしている人は 償却資産の申告をお願いします

工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けている法人や個人が、所有している土地・家屋以外の事業用資産を「償却資産」といい、固定資産税がかかります。

平成25年1月1日現在、市内に「償却資産」を所有している人は、1月31日(木)までに申告をお願いします。「申告書」と「申告書の手引き」は12月中旬に送付しています。

●ご不明な点がございましたら、資産税課管理償却資産係までお問い合わせください

【例】共同住宅の主な償却資産は下図のとおりです
(建物は家屋として課税されるため、償却資産の対象外です)



「耐震」「バリアフリー」「省エネ」の 改修工事を行った住宅は、固定資産税が減額されます

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事						
対象物件	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅	平成19年1月1日以前に建てられた住宅 ※賃貸住宅を除く ※併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上	平成20年1月1日以前に建てられた住宅 ※賃貸住宅を除く						
要件・手続き	改修後、3カ月以内に減額申請書の提出が必要です ※要件や必要書類など詳しくは、資産税課家屋係までお問い合わせください。								
減額内容	<p>1/2を減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事完了の翌年度から一回限り、一戸あたり120㎡相当分まで ● 減額期間は工事完了時期によって異なります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事完了時期</th> <th>減額期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年1月1日～平成24年12月31日</td> <td>2年間</td> </tr> <tr> <td>平成25年1月1日～平成27年12月31日</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	工事完了時期	減額期間	平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間	平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間	<p>1/3を減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事が完了した年の翌年度一回限り、一戸あたり100㎡相当分まで 	<p>1/3を減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事が完了した年の翌年度一回限り、一戸あたり120㎡相当分まで
工事完了時期	減額期間								
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間								
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間								

●市のホームページでもご覧いただけます(総合サービス案内→税金・ふるさと応援寄付金→固定資産税・都市計画税をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

資産税課 土地係

☎354-8134 FAX 354-8309

家屋係

☎354-8135 FAX 354-8309

管理償却資産係 ☎354-8139 FAX 354-8309

納税は、便利で安心な 口座振替をご利用ください！

口座振替を申し込んでいただくと、ご指定の預貯金口座から各納期限の日に、自動的に市税を振り替えて納付することができます。

一度手続きすれば、納付のたびに金融機関などへお出かけいただく必要がなくなりますので、大変便利です。

口座振替できる 税の種類	市民税・県民税(普通徴収)、軽自動車税、 固定資産税・都市計画税
手続きに必要なもの	「通帳」「通帳の届け出印」「納税通知書」
手続きできる窓口	市内に支店のある金融機関または郵便局 ※申込用紙は各窓口にあります。郵送による手続きを希望する人は市役所収納推進課へご連絡ください。

●ご注意

- ①手続きには約1カ月が必要です。余裕を持って手続きしてください
 - ②口座の残高が不足していると振替ができません。納期限が近づきましたら、口座の残高をご確認ください
 - ③所有者に課税される固定資産税や軽自動車税については、所有者が変わった場合(相続の場合も含まれます)には、改めて口座振替の手続きが必要です
- ※振替後、口座振替済通知書および領収書は発行しませんのでご了承ください。なお、振替の確認は預貯金通帳を記帳し、ご覧ください

市税は納期限までに 納付してください

皆さんの納めていただく市税が確定しましたら、納税通知書と納付書を郵送します。納期ごとに納期限の記載がありますので、期限内にその納付書を持ってお近くの金融機関、郵便局、地区市民センター(中部を除く)、楠総合支所、市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下)、または収納推進課(市役所2階)の窓口で納付してください。

なお、コンビニ納税用のバーコード表示がある納付書は、期限内であれば全国の主要なコンビニエンスストアでも納付することができます。



市税を滞納すると…

市では、市税の納期限を超過しても納付されない人に対して督促状をお送りするなど、できるだけ早い時期に納付していただくようお願いしています。それでも納付されない場合には、納期限までに納付された人との公平を保つため、延滞金を加算したり、財産を差し押さえたりすることになります。

これは自主的に納付されない場合に、法律に基づく手続きにより、市税の確保を図るためのものですので、このようなことにならないよう、納期限内の納税にご協力ください。

納税が困難なときはご相談ください

納期限までに納付することが困難な場合は、その内容によっては分割で納付する方法もありますので、早めに収納推進課にご相談ください。

夜間や休日でも 納税や納付相談ができます

平日や昼間は忙しくて、市税の納付や納付相談に来られない人は、ご利用ください。

夜間窓口

場 所／収納推進課 5番窓口(市役所2階)
受付時間／平成25年3月1日までの
毎週月・火・木・金曜日の19:30まで
(12月17日～平成25年1月4日と祝日を除く)

休日窓口

場 所／収納推進課 5番窓口(市役所2階)
受付時間／毎月最終日曜日(12月は16日)の
10:00～16:00